

報告第14号

専決処分「北丘小学校大規模改造工事（3工区建築）の請負契約金額の変更」  
の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成27年12月8日提出

南風原町長 城間俊安

記

1 専決処分事項

北丘小学校大規模改造工事（3工区建築）の請負契約金額の変更について

2 専決処分した理由

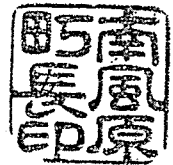
議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の400万円以内の変更決定に関する事項

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

平成27年11月16日

南風原町長 城間 俊



- 1 専決処分事項 北丘小学校大規模改造工事（3工区建築）の請負契約金額の変更について

(1) 変更事項

変更前契約額	¥ 135,864,000-
増額金額	¥ 3,834,000-
変更後契約額	¥ 139,698,000-

(2) 契約の相手

請負者 株式会社高橋土建・株式会社丸憲 建設工事共同企業体

代表者 住 所 那覇市前島  
商 号 株式会社 高橋土建  
氏 名 代表取締役 玉城 俊夫

構成員 住 所 那覇市泉崎  
商 号 株式会社 丸憲  
氏 名 代表取締役 末吉 繁政

## 2 変更した理由

校舎の屋根や外壁の汚れ、水垢を高圧水洗浄で洗浄することや3階床仕上げ、長尺シートの撤去によって当初確認出来なかった亀裂の確認をしたことによる数量変更であります。また、児童生徒の安全確保のために仮設校舎から管理棟、体育館などに移動するための仮設通路設置の変更であります。